

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宍 栗 市 長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍 栗 市 (2 8 2 2 7)	
地域名 (地域内農業集落名)	波 賀 町 水 谷 (波 賀 町 水 谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月1日 (第 4 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稲と野菜を作付けしている。中山間地域等直接支払事業により耕作できない農地の保全管理を行っている。度重なる水害による水路の破損や鳥獣被害などにより、生産意欲が減退している。高収益作物として山椒を地域で栽培し、今後、広げていくことも考えている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

作付可能な水田は、地域内外の農家により作付けが継続出来るように利用調整する。中山間地域等直接支払事業を活用し、景観形成や農地保全の観点から維持管理を実施する。離農により不要になった農業用機械を農会で管理し、共同利用が出来るように検討する。移住者が継続して営農を希望する場合はサポートする。山椒の栽培が順調であれば、作付けを増やしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域のうち、圃場整備田とする

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
耕作放棄田が出ないように農地を継続利用できるように農会で調整する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業を継承した者や新たに農業を始める者が現れたときは、その者に対して農地を集積していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ① 箱ワナを設置し、猟友会と協力し地元で管理しながら捕獲を進める。 ⑦ 畦畔の草刈りや水路清掃など、農地管理者が高齢化していく中で、中山間地域等直接支払事業を活用して地域ぐるみで保全管理を行う。				